

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和8年2月16日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和7年12月24日付け上監委第258号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○スクールバス等運行事業</p> <p>スクールバス等運行事業においては、前回監査の注意事項の多くで改善が確認できず、不適正な事務処理が漫然と繰り返されている。このことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながるものが懸念されるものである。監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、組織全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直し、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。</p>	<p>○監査を受けての基本的対応方針</p> <p>前回、監査委員から指摘を受けていたにも関わらず、改善が図られていなかったことを重く受け止め、事務引継ぎを確実にを行うとともに、適正な契約、執行事務となるようにチェックリストと業務管理表を作成し、課全体でチェック体制を再確認した。</p>
	<p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行業務委託の仕様書について、待機時間の計算方法や管理費の取扱いを見直した修正案を作成し、次年度に引き継ぐこととした。 【実施日：令和7年12月5日】 ・チェックリストを作成し、契約事務や執行が適正に行われるよう複数体制で確認した。 ・年間の業務管理表を作成し、法定点検や備品登録等に漏れがないよう管理を行うこととした。 【実施日：令和8年1月14日】
	<p>○再発防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行業務委託や車両の法定点検等の契約事務に関するチェックリストを作成し、以下の点について複数体制で点検をすることとした。 <ol style="list-style-type: none"> ① 運行記録簿等関連書類の收受受付を行うこと ② 運行委託の管理費、消耗品費を月割りした際に生じる端数支払を年度末に行うこと ③ 運行業務委託の仕様書に定めのない支払いが必要となった場合は経緯や根拠について課内決裁を行った上で執行すること ④ 車両の法定点検に関し、修繕料も含めた全体の予定価格に応じた見積業者数や適切な執行科目となっていること ⑤ 備品登録を行うこと <p>【実施日：令和8年1月14日】</p>